令和6年度富山県立となみ東支援学校いじめ防止基本方針

富山県立となみ東支援学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれのあるものである。児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児 童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本認識】

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)より

Ⅱ 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 本校は知的障害のある児童生徒を教育する特別支援学校であり、在籍児童生徒全員が、隣接する福祉型障害児入所施設「富山県立砺波学園(以下「学園」)」に入園し、通学している。
- ・ 小学部児童4名(男子3名、女子1名)と中学部生徒6名(男子6名)の計10名が在籍 している。
- ・ 知的障害の程度は、他者との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部支援が 必要な者から、社会生活への適応が著しく困難で常時支援を必要とする者まで多様である。
- ・ 授業へのICT機器の導入によりインターネットを利用することに慣れてきており、家庭 においてスマートフォンやタブレット端末等でSNSを使った間接的なコミュニケーション を行っている児童生徒が見られる。

2 課題

- ・ 児童生徒は日常生活の多くの時間を学校と学園で過ごしており、固定化した人間関係の中、 対人関係のトラブルや集団内の問題解決を苦手としている。
- 不適切な言動で友達や大人の気を引こうとすることがある。
- ・ 学習経験や障害特性によっては言語で表現する力が未熟な者もおり、相手から誤解を受け たりトラブルにつながったりする場合がある。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ防止等対策委員会」を設置する。なお、学園との情報交換及び対策検討は、本委員会との十分な連携を踏まえた上で「学校・学園合同委員会」をもって行う。

〇 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導部主任、各学部主任、養護教諭※ 必要に応じて、PTA、学園関係者、関係学級担任や外部人材等を招へいする。

〇 役割

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・ 本校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
- ・ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解と意識啓発(校内研修等)
- ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
- ・ 事実関係の把握と組織的な対応の実施
- ・ いじめ及びいじめの疑いの事案への対応
- ・ いじめの重大事態の発生の対応(必要に応じて外部専門家を追加し、対応にあたる)
 - ※ いじめの重大事態の発生については、直ちに教育委員会に報告し、連携して対応
- ・ 本校いじめ防止基本方針の見直し
- ・ 学校・学園合同委員会への協議事項の取りまとめ

2 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという認識で、いじめの未然防止に取り組む。

〇 具体的な対応策

- ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業(自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる)に努める。
- ② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- ③ 自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
- ④ 学級活動や全校集会など教育活動全般を通して、人権を守ることの重要性、いじめへの 関心や理解の向上を図るとともに、より良い人間関係の育み方について具体的に学習する 機会を設ける。
- ⑤ いじめ防止の啓発に向け、ポスターの作成・掲示、さわやか運動や人権週間啓発活動等、 児童生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
- ⑥ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

〇 具体的な対応策

- ① 一人一人の児童生徒の特徴や状況の変化について職員間で共通理解を図るとともに、学園の居室担当者とも積極的に情報交換を行う。
- ② 登校時や朝の会で児童生徒の様子や視線、言動に気を配り、気になる児童生徒に対しては、言葉掛けや面談を迅速かつ適切に行う。
- ③ 児童生徒の言動を注意深く観察し、人間関係の状況把握に努めるとともに、いじめの被害や加害につながりそうな状況にある児童生徒の個別支援や見守り、気付きを促す言葉掛けを行う。
- ④ 児童生徒との雑談や普段の授業、振り返り帳(日記・生活ノート等)など、児童生徒の 言動から情報を収集し、 些細なことでも学部主任や生活指導部主任に伝え、教職員間で情報の共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ⑤ 頻繁に保健室に来室する児童生徒がある場合には、その児童生徒と友人の言動を複数の 教員の目で重点的に観察する。
- ⑥ アンケート調査(いじめ調査)を定期的に行い、早期発見に努める。いじめに関する情報や心配なことは全て速やかに(当日中に)学部主任を通して生活指導部主任・管理職に報告する。

また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。

※ アンケートの原本は当該児童生徒が卒業するまで、結果をまとめた一覧等の資料や報告書は5年間保存する。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学部主任、生活指導部主任等で情報を共有するとともに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を迅速に行う。同時に、「学校いじめ対策組織」を活用して、関係児童生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、学園や家庭、教育委員会、関係機関とも連携し、組織的な対応で早期解消に取り組む。

〇 具体的な対応策

- ① 被害児童生徒に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然 とした対応を行う。
- ② 関係児童生徒には事案の鎮静化が確認されるまで危機発生時健康観察を実施し、心身の 健康の状況を注意深く観察する。
- ③ 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確かつ迅速な状況把握を行い、いじめの原因や 背景を把握し、記録する。
- ④ 当該児童生徒の所属学部においてケース会議を設け、教職員の緊密な情報交換や共通理解及び指導方針の明確化を図る。
- ⑤ 学園に連絡し、両機関が綿密に連携協力してチームによる対応を行う。(指導経過を時系列でまとめて記録する。)

- ⑥ 教育委員会へ報告する。(必要に応じ児童相談所、警察等にも連絡する。)
- ⑦ 学園と協議し、被害及び加害児童生徒の保護者へ、学校が把握した事実及び対応策等について報告する。(全容把握に時間が掛かる場合は、途中経過について適宜報告)

5 再発防止

同じ児童生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなど、形態を変えていじめが継続する場合があることに注意する。

〇 具体的な対応策

- ① 校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極 的な指導を行う。
- ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする児童生徒を育成する指導等の充実 に努める。
- ③ 学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④ 児童生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤ いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
 - ※ いじめが「解消している」状態の判断
 - ・ いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3か月が目安)止んでいること・被害 生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑥ 児童生徒の変化を定期的に確認・検証する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続 して行う。

6 地域や家庭との連携

児童生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した取組を推進する。

〇 具体的な対応策

- ① 本校のいじめ防止基本方針をHPで公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。
- ② 学校・保健だよりや連絡帳等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③ 学習参観週間や学校公開週間、学習発表会等の機会に、良い人間関係の育み方に関する 学習の様子や成果を見てもらう。
- ④ いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ⑤ PTAや学校評議員会、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。(PTA総会、学校評議員会等)
- ⑥ スマートフォンをはじめ、ネット接続可能な携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機等を 使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深め、情報機 器の使用やネットの利用におけるマナーやルールづくりについての啓発活動を行う。

Ⅳ 年間計画

いじめ防止に向けた取組						
月	対策委員会	アンケート調査	学校・学園合同委員会	校内研修	児童生徒会活動	その他
4月			0			P T A 総会 (保護者への啓発)
5月			0	0		
6月		0	0		○(さわやか運動) ※玄関での呼び掛け	学校公開週間
7月	※アンケート結果や考察 の報告と共通理解		○ ※アンケート結果や考察 の報告と共通理解			学習参観週間
8月			0			
9月			0			
10 月			0		○(さわやか運動)※玄関での呼び掛け	学習発表会
11月	○ ※アンケート結果や考察 の報告と共通理解	0	0			学習参観週間
12 月			※アンケート結果や考察 の報告と共通理解	0	○(人権週間) ※校内放送	
1月			0			
2月	※アンケート結果や考察 の報告と共通理解	0	0			
3月			※アンケート結果や考察 の報告と共通理解			
備考	・定例3回 ・緊急時には 随時対処	・学期に1回	・毎月1回	・半年に1回	・規範意識の 向上に向け た取組	

V いじめが起こった時の組織的な対応

